

指名停止の状況

業者名 (本店所在地)	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
ショーボンド建設株式会社 名古屋支店 (東京都)	平成31年1月29日から 平成31年2月11日まで (2週間)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	<p>「平成28年度高速3号大高線床版等修繕工事(堀田南工区)」において、平成31年1月9日(水)、吊り足場の解体作業中に、2次下請業者((株)YuukiJapan)の主任技術者(被災者)が安全帯を使用せずにパネル足場の重ね部の撤去作業を行った際、パネル足場が不安定となり、誤って路下の歩道上に墜落し重傷を負った。</p> <p>本件は、計画上の作業手順書や作業開始前のミーティングでは、親綱を張り安全帯を使用するよう指示があったにもかかわらず、被災者が施工性を優先して独断で作業内容を変更し、親綱を設置せず、かつ指揮者である自らが安全帯も使用せずに作業を実施し、誤って墜落したものの。</p> <p>事故の原因は、被災者が法令を遵守せず、また安全帯の使用を怠るという不安全行動をとったこと、並びに受注者(ショーボンド建設(株)名古屋支店)及び1次下請業者(東海塗装(株)名古屋支店)による2次下請業者への関係法令遵守の指導が不足していたことである。</p> <p>また、受注者らが当日の場内巡視を怠ったため、手順書どおりの安全管理措置がとられていないことを指摘できなかったことも事故を防げなかった一因である。よって、受注者らが十分な安全管理措置を取っていたとは認められない。</p> <p>以上のことから、本件は公社有資格業者である受注者及び1次下請業者の安全管理の措置が「不適切」であった。</p> <p>したがって、工事の契約の相手方として不適当であると判断し、公社の入札参加資格を有するショーボンド建設(株)名古屋支店及び東海塗装(株)名古屋支店に対し指名停止を行う。</p>
東海塗装株式会社 名古屋支店 (東京都)	平成31年1月29日から 平成31年2月11日まで (2週間)		

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第1 第7号

指名停止要件	期間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 公社発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定した日から2週間以上4か月以内</p>